

福祉用具 アドニス
指定福祉用具貸与（介護予防）及び
特定福祉用具販売（介護予防）事業所
運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社アドニスが開設する福祉用具 アドニス（以下「事業所」という。）が行う福祉用具貸与（介護予防）及び特定福祉用具販売（介護予防）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与及び販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 事業の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与及び販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 福祉用具 アドニス
- ② 所在地 茨城県つくば市筑穂3-5-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。

専門相談員 2名（常勤換算2名）

専門相談員は、福祉用具（介護予防）計画の作成・変更等を行い、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日（12/31～1/3は除く）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の提供方法、取り扱う種目及び利用料等)

第6条 事業の提供方法次のとおりとする。

- ① 専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。
 - ② 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。
- 2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
 - 3 事業を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - 4 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
 - 5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、つくば市、常総市、石岡市、筑西市、下妻市、土浦市、阿見町、牛久市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市、取手市、稲敷市、龍ヶ崎市、桜川市、坂東市、行方市、小美玉市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者委託する。
 - ・株式会社日本ケアサプライ 茨城県土浦市卸町2-4-17
 - ・SMFLレンタル株式会社 茨城県土浦市卸町2-4-12

(虐待の防止)

第9条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、虐待防止委員会を設け、虐待防止に関する責任者を選定する。
- 3 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- 5 虐待について、職員等による虐待が行われることはないが、行われた場合は関係機関に報告するとともに、指示を仰ぎ、また事業所においても対応策を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

令和 3年 7月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定

令和 7年 8月 6日改定